
更生援護のために

手帳制度

1 身体障害者手帳の交付

- 対象者** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人
- 内容** 身体障害者福祉法に定められた身体の機能の障害に対して、障害程度に該当すると認められた人が、各種の援護を受けるために必要な手帳（都道府県・政令指定都市・中核都市発行）です。障害の程度によって1級から6級(数字が小さい級が重度)までに区分されます。
- 申請には、身体障害者福祉法に基づく指定医師の診断書（用紙は市役所にあります。）が必要です。障害等級の変更または障害名を変更(追加)する場合も同様です。障害によっては、一定の年数経過後に再認定が定められていますので、申請手続きが必要です。
- 氏名または保護者（18歳未満の方に表示）の変更があった時は、下記の窓口へ届け出てください。
- 住所が変更になった時は、住民登録の手続きのほかに新居住地を管轄する福祉事務所（市内転居の場合は、下記の窓口）へ届け出てください。
- 手帳を交付されている人の障害程度が軽度化し該当しなくなった時または亡くなられた時は、下記の窓口へ手帳を返還してください。
- 手帳を紛失、破損した時は、再交付することができます。
- 窓口** 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

2 療育手帳の交付

- 対象者** 知的障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)または児童相談所（中央児童相談所）において、知的障害者（児）と認定された人
- 内容** 各種の援護を受けるために必要な手帳（埼玉県発行）です。障害程度により、④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分されます。18歳以上の方は知的障害者更生相談所、18歳未満の人は児童相談所で申請に基づき判定を受けることになります。一定の年数経過後に障害の再認定が必要です。障害程度の

変更や家庭介護等の相談について、随時行います。

住所、氏名または保護者に変更があった時は、下記の窓口へ届け出てください。市外へ転出する場合は、都道府県(市区町村)により手帳制度が異なりますので、転出先の市区町村に相談してください。

手帳を交付されている人が亡くなられた時は、下記の窓口へ手帳を返還してください。

手帳を紛失、破損した時は、再交付することができます。

窓 口

18歳以上の方：障害福祉課

18歳未満の方：子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

3 精神障害者保健福祉手帳の交付

対 象 者 精神疾患（知的障害を除く）を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

内 容 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当すると認められた人が、各種の援護を受けるために必要な手帳（都道府県・政令指定都市発行）です。障害の程度によって1級から3級(数字が小さい級が重度)までに区分されます。有効期限は概ね2年です。有効期限ごとに障害の状況を再確認し、有効期限の3ヶ月前から更新することができます。

申請には、医師の診断書（用紙は市役所または医療機関にあります。）または障害年金証書と直近の振込み通知書が必要です。

氏名または年金の障害等級が変更になった時は、下記の窓口へ届け出てください。

住所が変更になった時は、住民登録の手続きのほかに新居住地を管轄する市区町村（市内転居の場合は、下記の窓口）へ届け出てください。

手帳を交付されている人が亡くなられた時または障害程度が軽度化し該当しなくなった時は、下記の窓口へ手帳を返還してください。

手帳を紛失、破損した時は再交付することができます。

窓 口

障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

【障害者手帳の携帯について】

障害者に対する各種の制度を利用する場合は、その都度手帳の提示を求められますので、いつも携帯することをおすすめします。

各種相談・指導等

1 健康相談

内 容 各種健康相談、妊娠、出産に関する気がかりや乳幼児の育児・発育発達に関する相談、その他健康相談を行います。

窓 口 健康増進課

TEL 048-786-1855 FAX 048-786-0096 (桶川市鴨川1-4-1 保健センター内)

2 児童発達支援センター

桶川市児童発達支援センターいずみの学園

内 容 就学前の心身の発達に遅れのある、おおむね3歳以上のお子さんに対して療育・訓練等を行い、後の学校教育等の基礎になる心と体を保護者と共に育てていきます。

《支援目標》

- ① 健やかでたくましい体をつくる。
- ② 遊びを通してよく動く体をつくり、豊かな心を育てる。
- ③ 基本的な生活習慣を身につけ、生きる力を養う。

※通園の手続きは子ども未来課（児童家庭係 TEL788-4946）まで。

窓 口 桶川市児童発達支援センターいずみの学園

TEL 048-786-2306 (桶川市川田谷1991-1)

桶川市子ども発達相談支援センター

内 容 成長、発達に何らかの心配があるお子さん（就学前）とその保護者を対象に、親子教室・言語指導・運動機能訓練などを通し様々な発達支援を行います。

お子さんの発育・発達についてのご心配がありましたら、お気軽にお電話ください。

〈例〉ことばが遅い・視線が合いにくい・落ち着きがない・幼稚園など集団生活が苦手など

親子教室	親子教室で小集団での遊びや課題他、個別相談、懇談会等を行います。
言語指導	言語聴覚士による個別相談・指導を行います。
運動機能訓練	理学療法士による個別相談・訓練を行います。
心理相談	臨床心理士による心理検査や相談を行います。
発達相談	医師による相談と適切な方針を検討していきます。

<p>障害児相談 支援</p>	<p>相談支援専門員が、障害児等に関する相談に応じ、情報提供や助言等を行います。障害児通所支援などを利用する際は、支援が必要なお子さんの心身又は家族の状況等に応じ、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しなどの支援を行います。</p>
<p>保育所等訪問 支援</p>	<p>保育所や幼稚園に通う発達に遅れのある障害児等に対し、集団生活がしやすくなるように訪問支援員が保育所等へ定期的に訪問し、専門的な支援を行います。 利用料：厚生労働省が定める利用者負担額（原則1割負担）があります。 ※サービスを利用する際は、通所受給者証の交付を受ける必要があります。</p>

窓 口 桶川市子ども発達相談支援センター
 TEL 048-787-5562（桶川市下日出谷836-1 桶川西小学校内）